

伊勢原市民文化会館施設改修事業  
実施方針

令和7年9月

伊勢原市



## 目 次

第1	事業者の概要	1
1	事業内容に関する事項	1
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	3
1	事業者の募集及び選定に関する基本的事項	3
2	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	4
3	提出書類の概要	6
4	事業提案者の参加資格要件	7
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1	事業者の責任の明確化に関する事項	11
2	事業者の責任の履行の確保に関する事項	11
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
1	立地に関する事項	12
2	文化会館の改修計画に関する事項	12
第5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
1	疑義が生じた場合の措置	13
2	管轄裁判所の指定	13
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	14
2	事業の継続が困難となった場合の措置	14
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	15
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	15
3	その他の措置及び支援に関する事項	15
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	16
1	議会の議決	16
2	情報公開及び情報提供	16
3	書類作成に係る費用	16
4	本事業の担当部署	16

別紙 リスク分担表（案） ..... 17

## 第1 事業者の概要

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

伊勢原市民文化会館施設改修事業

#### (2) 事業の対象となる公共施設等の名称

伊勢原市民文化会館

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

伊勢原市長 萩原 鉄也

#### (4) 事業の目的

伊勢原市民文化会館（以下「文化会館」という。）は、昭和55年の建設から築45年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著になっている。そのため、劣化している設備機器の更新や施設劣化部分の改修工事を行う必要があるとともに、平成26年の建築基準法施行令施行等に伴う特定天井の脱落対策に関する基準への適合等、法令対応及び機能改善を目的とした改修工事も必要となっている。

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、大規模改修を効率的・効果的に実施することを目的として、設計・施工一括発注方式（DB方式，Design Build）により実施するものである。

#### (5) 事業方式

本事業は、事業者が、本市と事業契約を締結し、本件施設の設計及び改修を行った後、本市に施設を引き渡す設計・施工一括発注方式により実施する。

#### (6) 業務内容

事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細については、公告時に示す。

##### ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 実施設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務

##### イ 改修業務

- (ア) 改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 什器の調達業務

(7) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは次のとおりを予定している。

時 期	スケジュール
令和8年9月	事業契約の締結
令和8年10月1日 ～令和10年12月31日	設計・改修期間
令和9年4月1日 ～令和11年3月31日	休館期間
令和11年1月31日	施工完了、施設の引渡し、事業契約の完了

(8) 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定に関する基本的事項

#### (1) 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

#### (2) 審査の方法

審査は、参加資格審査及び提案審査の二段階で実施する。提案書類の提出方法等については、公告時に明らかにする。

#### ア 参加資格審査

本事業に応募しようとする事業者が、市の競争入札参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの形式面での資格を有しているかの確認を行う。

#### イ 提案審査

上記アにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された事業者（以下「事業提案者」という。）から、本事業に関する提案を受け、提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を選定する。

#### (3) 選定委員会の設置

優先交渉権者の選定に際しては、伊勢原市民文化会館施設改修事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で提案審査を実施する。選定委員会は、事業提案者から提出された提案書類を、公告時に合わせて公表する評価基準に基づいて評価、得点化し、提案された価格により換算した価格評価点と合算し、最も合計点が高い事業提案者を最優秀提案者として決定し、その結果を市に報告する。

## 2 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

事業者の募集及び選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。具体的な日程については公告時に示す。

### (1) 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

日 程	スケジュール
令和7年9月12日（金）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和7年9月22日（月）	現地見学会
令和7年9月12日（金） ～9月30日（火）	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問受付期間
令和7年10月24日（金）	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問回答公表
令和7年12月中旬	公告・募集要項等の公表
令和7年12月下旬	募集要項等に関する質問受付期間（第1回）
令和8年1月中旬	募集要項等に関する質問回答公表（第1回）
令和8年2月上旬	参加資格審査申請書の受付
令和8年2月中旬	参加資格審査結果の通知
令和8年1月～2月	募集要項等に関する質問受付期間（第2回） ※第2回質問に際し競争的対話を実施する
令和8年3月上旬	競争的対話の実施
令和8年3月下旬	募集要項等に関する質問回答（第2回）
令和8年5月下旬	提案書の受付
令和8年6月下旬	最優秀提案者の決定及び公表
令和8年7月中旬	基本協定の締結
令和8年7月下旬	事業仮契約締結
令和8年9月中旬	事業契約議決、事業契約の締結

### (2) 実施方針及び要求水準書（案）の公表

本事業の実施方針及び要求水準書（案）を市ホームページで公表する。

### (3) 本施設の現地見学

本事業に参加を希望する事業者は、本施設の見学が可能である。現地見学を実施した上で、質問等がある場合は、後記(4)実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付に従い、市に質問等を提出すること。

#### ア 現地見学申込期間

第1回：令和7年9月18日（木）午後5時まで

#### イ 申込先

第8 4 本事業の担当部署参照

#### ウ 申込方法

現地見学申込書（様式1）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。電子メールの件名には【参加者名】〔文化会館現地見学申込書〕と記載すること。申込書の受領確認のため、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

#### エ 現地見学実施日時

令和7年9月22日（月）午前10時

集合場所については、別途申込者に連絡する。

#### (4) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付は、次のとおりとする。

##### ア 質問及び意見の受付方法

質問及び意見は、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書（様式2）及び実施方針及び要求水準書（案）に関する意見及び提案書（様式3）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールで送信すること。電子メールの件名には【参加者名】〔質問及び意見書〕と記載すること。質問書等の受領確認のため、提出した旨を必ず電話で連絡すること。

##### イ 受付期間

令和7年9月12日（金）から令和7年9月30日（火）午後3時まで

受付期間を経過した後の質問及び意見には対応しない。

（9月16日（火）、9月22日（月）、9月29日（月）は休館日のため、別日に電話連絡すること。）

##### ウ 提出先

第8 4 本事業の担当部署参照

#### (5) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見に対する回答の公表

質問及び意見に対する回答は、令和7年10月24日（金）に市ホームページに公表する。ただし、利益を害するおそれがある質問回答は、事業提案者へ個別に回答する。

#### (6) 公告

市は、募集要項、要求水準書、事業者選定基準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）等を市ホームページで公表する。

#### (7) 募集要項等に関する質問の受付及び回答（第1回）

募集要項等に記載した内容に対する質疑回答を行う（第1回）。質問の提出方法、提出期間等は公告時に提示する。

#### (8) 参加資格審査の受付

本事業に応募しようとする事業者は、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類を提出すること。参加資格審査の結果は、参加資格の確認を受けた事業者に通知する。

参加表明書等の提出方法、提出期間等は公告時に提示する。

#### (9) 募集要項等に関する質問の受付及び回答（第2回）及び競争的対話

事業提案者を対象に、募集要項等に記載した内容に対する質疑回答（第2回）を行う。

第2回質問・回答に際し、事業提案者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する理解を深め、市の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、対面方式による競争的対話の場を設けることを予定している。

質問回答は、特殊な技術、ノウハウ等に関わり、事業提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市ホームページで公表する予定である。なお、利益を害するおそれがある質問回答は、事業提案者へ個別に回答する。

### 3 提出書類の概要

#### (1) 提出書類の内容

参加資格の確認として、参加表明書及び競争参加資格の確認資料等の提出を求める。

提案審査においては、募集要項及び次のアからウまでに掲げる事項を主な内容として含む提案書の提出を求めることを予定している。

詳細は、公告時に示す。

- ア 事業計画に関する提案
- イ 施設改修に関する提案
- ウ その他に関する提案

#### (2) 提出書類の取扱い

##### ア 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した事業提案者に帰属する。ただし、市が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用することができる。

また、選定に至らなかった事業提案者の提出書類については、当該提出書類を提出した事業提案者に返却しない。

##### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った事業提案者が負う。

##### ウ 資料の公開

市は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、事業提案者から提出された提出書類（選定されなかった事業提案者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した事業提案者のノウハウや手法を特定することがで

きる内容等、公開されることにより著しく提案した事業提案者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については市と各事業提案者との間で協議する。

#### 4 事業提案者の参加資格要件

##### (1) 事業提案者の構成

###### ア 事業提案者の構成

事業提案者は、第 1 1 (6) に掲げる業務を実施することを予定する企業又は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であること。

###### イ 代表企業の選定

参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が参加資格審査の申請及び手続きを行うこととする。なお、代表企業以外の構成員を構成企業とする。参加グループは、参加表明書の提出日から本事業にかかる契約の締結日まで参加資格要件を満たすものとする。

###### ウ 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、改修工事業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面で関係のある者<sup>※1</sup>が兼ねてはならない。

※1 資本面において関係のある者とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、人事面において関係のある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

###### エ 複数提案の禁止

構成員は、他の参加グループの構成員になることができない。

##### (2) 事業提案者の参加資格要件

###### ア 事業提案者の参加資格要件（共通）

構成員及び構成員以外の企業（以下「協力企業」という。）は、次の全てに該当する者とする。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (エ) 公告日から契約締結日までの期間において、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領（平成元年 3 月 31 日 告示第 26 号）及び伊勢原市競争入札参加資格者実態調査実施要領（平成 29 年 3 月 30 日 告示第 43 号）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成

11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (カ) 参加資格審査申請の日において、国税又は地方税を滞納していないこと。債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (キ) 伊勢原市暴力団排除条例(平成 23 年伊勢原市条例第 12 号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (ク) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。
- (ケ) 選定委員会の委員が属する企業(選定委員会の委員が属する企業と資本面若しくは人事面において関連のある企業を含む)ではないこと。
- (コ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (コ) 参加グループの構成員が、他の参加グループの構成員と資本面若しくは人事面において関連のない者であること。
- (シ) 市が本事業について、アドバイザー業務又は基本設計業務に従事した次の者と資本面若しくは人事面において関連のない者であること。
  - ・ 株式会社 エイト日本技術開発
  - ・ 豊原総合法律事務所
  - ・ 株式会社 Light Stage

#### イ 提案事業者の参加資格要件(業務別)

##### (ア) 設計企業の参加資格要件

設計業務に当たる者は a から c の要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、全ての企業は a 及び b の要件を満たし、c の要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- a 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 市の令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿にコンサル(測量、地質調査、設計等)として登録され、かつ、建築設計の業種登録がされていること。
- c 平成 28 年 4 月 1 日以降に設計が完了した音楽ホール又は類似施設(コンベンションホール、多目的ホール等)の実設計(新築又は改修とする。発注者が公共、民間を問わない。)の実績を元請けとして受託し、履行した実績を有していること。

##### (イ) 改修企業の参加資格要件

改修業務に当たる者は a から d の要件を満たすこと。ただし、改修業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの 1 者は a から d の要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。a から d の要件を満たす構成員を 1 者含むことで、他の者は協力企業とすることも可能とする。

- a 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に基づく特定建設業の許

可を受けていること。

- b 市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に工事として登録されていること。
- c 市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に建築一式工事の業種登録があり、かつ、経営事項審査の総合評定値が800点以上の者であること。
- d 平成28年4月1日以降に完成した、音楽ホール又は類似施設（コンベンションホール、多目的ホール等）の施工実績（新築又は改修とする。発注者が公共、民間を問わない。）を単独又は共同事業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が、2社共同体的場合は10分の3以上、3社共同体的場合は10分の2以上の実績に限る。

(ウ) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に当たる者はaからcの要件を満たすこと。

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- b 市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿にコンサル（測量、地質調査、設計等）として登録され、かつ、建築設計の業種登録がされていること。
- c 平成28年4月1日以降に完成した、音楽ホール又は類似施設（コンベンションホール、多目的ホール等）の建築一式について工事監理を行った実績（新築又は改修とする。発注者が公共、民間を問わない。）を有していること。

ウ 市の入札参加資格を有さない者の参加

市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で、新たに登録を希望する者は、入札参加資格審査に必要な書類の提出期限までに登録認定を受けていること。登録を認められなかった場合は、競争参加資格を欠くものとする。

エ 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

ただし、競争参加資格確認後、参加グループの構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加グループは競争参加資格を喪失するものとし、次の取扱いとする。この場合において、競争参加資格の喪失に対して、市は一切の費用負担を負わないものとする。

また、本事業に関して不正な行為を行った場合の取扱いについては、基本協定書に従うものとする。

(ア) 競争参加資格を有する者であることの確認を受けた日から契約予定者の決定の前日までの間に競争参加資格を喪失した場合

a 代表企業が参加資格要件を喪失した場合

競争参加資格を喪失した代表企業が担当する予定であった業務を、構成員が代わり、かつ、構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、提案書類を提出することができる。ただし、競争参加資格を喪失した当初の代表企業

を参加グループから除外しなければならない。

b 代表企業以外の構成員が参加資格要件を喪失した場合

競争参加資格を喪失した構成員が担当する予定であった業務を、別の構成員が代わる場合は、提案書類を提出することができる。競争参加資格を喪失した構成員が担当する予定であった業務を代わる構成員が参加グループの中に存在しない場合は、新たに競争参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加を認める。ただし、競争参加資格を喪失した構成員を参加グループから除外しなければならない。

(イ) 優先交渉権者決定日から事業契約の締結日の前日までの間に参加資格を喪失した場合

a 代表企業が参加資格要件を喪失した場合

当該参加グループを失格とし、次順位参加グループを優先交渉権者とする。

b 代表企業以外の構成員が参加資格要件を喪失した場合

当該構成員が担当する予定であった業務を、別の構成員が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱う。

また、参加資格を喪失した構成員が担当する予定であった業務を代わる構成員が、参加グループの中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加を認め、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。ただし、参加資格を喪失した構成員を参加グループから除外しなければならない。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 事業者の責任の明確化に関する事項

##### (1) 責任分担の基本的考え方

市及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指す。

##### (2) 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「(別紙) リスク分担表」による。

##### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市及び事業者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担、方法については「(別紙) リスク分担表」によるほか、詳細を公告時に事業契約書(案)において示す。

なお、市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

#### 2 事業者の責任の履行の確保に関する事項

##### (1) 事業の実施状況の監視

市は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、公告時に示す。

##### (2) 業務の履行の検査等

市は、文化会館の引渡しを受ける前に、文化会館の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて検査を行う。市は、上述の検査の結果、文化会館が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求める。

#### 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 立地に関する事項

文化会館の敷地・建物の概要及びレストラン棟地下諸室概要は次のとおりである。

項目	概要
所在地	神奈川県伊勢原市田中348番地
地域地区	市街化区域・商業地域
敷地面積	7,500 m <sup>2</sup>
基準建蔽・容積率	80%・400%
延床面積	7,081.62 m <sup>2</sup>
竣工年	昭和55年4月1日
建物構造	SRC、地上4階、地下1階
建物概要	大ホール（1,340人収容1,204席）、小ホール（392人収容）、展示室1、展示室2、リハーサル室、練習室1、練習室2、練習室3、練習室4
レストラン棟（別棟）地下諸室	電気室、非常用発電機室、バッテリー室、熱源機械室、機械室、受水槽室、清掃員控室、ドライエリア

##### 2 文化会館の改修計画に関する事項

文化会館の改修計画の概要は次のとおりである。詳細は、公告時に要求水準書において示す。改修工事の内容は今後変更となる可能性があることに留意すること。

概要	
建築工事	屋上防水、外装仕上、内装仕上、客用トイレ、特定天井、アスベスト含有材、大ホール客席椅子
電気設備工事	受変電設備（市民文化会館及びレストラン棟）、非常用発電機設備、直流電源設備、幹線設備、動力設備、電灯設備（LED化）、非常放送設備、自動火災報知設備、防排煙設備
空調設備工事	熱源機器設備、空調機器設備（地下機械室設置関連）、換気設備（地下機械室及びレストラン棟地下設置関連等）、自動制御設備、中央監視設備（熱源機器、空気調和機関連等）
給排水衛生設備工事	給水主配管等、排水設備、衛生配管設備（雨水配管）、衛生器具設備、スプリンクラー設備
舞台機構設備工事	大ホール電動吊物機構設備（巻上機、滑車、ワイヤーロープ、リミットスイッチ、操作盤、制御盤等）大ホール床機構設備
舞台照明設備工事	大ホール舞台照明調光設備（調光盤、調光卓、袖操作卓）、大ホール負荷設備（フラッドライトのLED化）
舞台音響設備工事	大ホール舞台音響設備（音響調整卓、周辺機器、出力架、スピーカ、ワイヤレスマイク、コンセント盤、インカム装置等）

## 第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 疑義が生じた場合の措置

市が事業者の募集において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した提案書並びに市と事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

### 2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、横浜地方裁判所小田原支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

#### (1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者が提供するサービスが、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、市は事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、市は事業契約を解除できる。
- ウ 上記ア又はイの規定により市が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、市は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

#### (2) 市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、市は事業者に生じた損害を賠償する。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内に上記アの協議が調わない場合は、市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、市は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。
- ウ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。
- エ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

### 3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が事業を実施するに当たり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市及び事業者で協議する。

## 第8 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は債務負担行為の設定に関する議決については、令和7年伊勢原市議会12月定例会に、事業契約に関する議決については、令和8年伊勢原市議会9月定例会に提出する予定である。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

【伊勢原市 市民文化会館】

<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/bunkakaikan/>

### 3 書類作成に係る費用

参加資格審査申請書、提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は、事業者の負担とする。

### 4 本事業の担当部署

部局名	伊勢原市 市民生活部 市民協働課 市民文化会館担当
住所	神奈川県伊勢原市田中348番地
電話	0463-92-2300
FAX	0463-94-8400
メール	<a href="mailto:bunkakaikan@isehara-city.jp">bunkakaikan@isehara-city.jp</a>

別紙 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。ただし、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

負担者：○主分担、△従分担

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		市	事業者
募集リスク	募集要領等の誤り及び内容の変更に関するもの等	○	—
応募費用リスク	応募手続に係る費用の負担	—	○
契約リスク	本市の責めによる契約締結の遅延・中止	○	—
	事業者の責めによる契約締結の遅延・中止	—	○
政策変更リスク	市の政策方針及び事業計画の変更によるもの	○	—
住民対応リスク	本事業の実施に関する住民の反対運動及び訴訟等が生じた場合	○	—
	上記以外で、本事業に関する業務に関する住民の反対運動及び訴訟等が生じた場合	—	○
法制度リスク	本事業に直接関係する法制度の新設及び変更に関するもの（税制度を除く。）	○	—
	上記以外の法令の新設、変更に関するもの（税制度を除く。）	—	○
税制度リスク	事業者の利益に課される税制度の新設及び変更に関するもの	—	○
	上記以外の税制度の変更等（例：法人税率の変更）	○	—
許認可リスク	法律の変更、県又は市の事由による許認可の取得遅延	○	—
	事業者の事由による許認可の取得遅延	—	○
第三者賠償リスク	市の責による事故によるもの	○	—
	事業者の責による事故によるもの	—	○
不可抗力リスク※1	戦争、風水害、地震その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△
環境リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出、漏洩、騒音、振動、光及び臭気に関するもの	—	○
	市があらかじめ提示した事業用地の情報及び資料に記載の有る地質障害、地中障害地中障害物等	—	○
用地瑕疵リスク	上記以外の地質障害、地中障害物等	○	—
	設計及び改修工事期間中の物価変動※2	○	△
事業の中止、延期及び遅延リスク	市の事由による事業の中止、延期及び遅延	○	—
	事業者の事由による事業の中止、延期及び遅延	—	○
性能リスク	要求水準未達によるもの（施工不良を含む。）	—	○
資金調達リスク	必要投資額の調達に関するもの。	—	○

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		市	事業者
測量及び調査リスク	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合	—	○
	事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設等の構造等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○ ※3	△ ※3
設計遅延及び設計費の増大リスク	市の事由により設計の完了遅延及び設計費の増大	○	—
	事業者の事由による設計の完了遅延及び設計費の増大	—	○
設計変更リスク	市の事由による大幅な計画、設計変更等	○	—
	事業者の事由による大幅な計画、設計変更等	—	○
改修費増大リスク	市の指示、提案条件の不備、変更、提示された資料等から予見できなかった不測の事態による工事費の増大	○	—
	事業者の事由による工事費の増大	—	○
工事遅延リスク	市の指示、提案条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	—
	事業者の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	—	○

※1 不可抗力リスクは、一定の金額以下は事業者負担、それを超える金額は市負担とする予定である。

※2 建設費スライド条項を規定する予定である。

※3 事業者が実施した測量、調査の結果、又は工事施工中に、既存施設等の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥があることが判明し、これにより事業者提案書類の提案内容に見直しが必要となる場合、当該見直しに起因する追加費用は市が負担することを原則とする。当該欠陥について、事業者が合理的に要求される努力を尽くしても、当該欠陥の発見時期以前（提案書類提出時を含む。）に、発見することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合には、見直し内容について市と事業者の間で十分な協議を行った上で、市は当該欠陥の除去修復に起因して事業者が発生した合理的な追加費用を負担する。

当該欠陥の発見時期が、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期よりも遅延した場合、又は、当該欠陥についての事業者からの市に対する通知が事業者の責めにより遅延した場合も、見直しに要する追加費用のうち一部を市が負担するが、より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。